

# 稲城市自主防災組織育成指導要綱

昭和 63 年 11 月 30 日

市 長 決 裁

改正 平成 8 年 12 月 1 日

平成 27 年 4 月 1 日

令和 2 年 4 月 1 日

令和 3 年 9 月 1 日

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の規定に基づき、稲城市（以下「市」という。）が推進する自主防災組織（以下「組織」という。）の育成指導について必要な事項を定めるものとする。

(育成指導方針)

第 2 条 市長は、組織の育成及び指導に際しては、地域住民の自主性を尊重し、地域の実情に応じた組織づくりを働きかけるとともに、災害発生の際に十分な防災活動が行われるよう留意するものとする。

(組織の結成基準)

第 3 条 組織を結成する基準は、自治会、町会（以下「自治会等」という。）又は隣接する自治会等を単位とし、当該自治会等が次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 地域内に戸建住宅が100戸以上ある場合
- (2) 100世帯以上の集合住宅がある場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認める場合

(組織の名称)

第 4 条 組織の名称は、「〇〇〇〇自主防災組織」とする。

(結成の届出)

第 5 条 自治会等は、組織を結成したときは、自主防災組織結成届（様式第1号）に次に掲げる書面を添付して、市長へ届け出るものとする。

- (1) 組織の規約
- (2) 役員名簿
- (3) 組織図
- (4) 当該地域の地図
- (5) 防災計画

(組織の編成)

第6条 組織の編成については、別表第1を標準とする。

2 編成した組織に変更が生じた場合は、自主防災組織変更届（様式第2号）を市長に提出するものとする。

(組織の活動)

第7条 組織は、次に掲げる活動を行うものとし、効果的な活動を行うため、あらかじめ、各項目について具体的な計画を策定するものとする。

(1) 平常時の活動

- ア 組織内の連絡調整及び他の機関との連絡調整に関すること。
- イ 災害時要援護者の把握に関すること。
- ウ 情報の収集及び伝達体制の確立に関すること。
- エ 防災知識及び防災訓練の実施に関すること。
- オ 防災資機材の点検整備及び取扱いに関すること。
- カ 区域内の安全点検に関すること。
- キ アからカに掲げるもののほか、運営に関して必要なこと。

(2) 災害時の活動

- ア 組織内の連絡調整及び他の機関との連絡調整に関すること。
- イ 災害情報（被害及び避難状況に係わるものとする。）の収集及び伝達に関すること。
- ウ 初期消火活動に関すること。
- エ 救出・救護活動に関すること。
- オ 住民の避難及び避難誘導活動に関すること。
- カ 炊出し等の給食・給水活動に関すること。
- キ アからカに掲げるもののほか、防災活動に関して必要なこと。

(訓練の実施)

第 8 条 組織は、自らの地域において防災訓練を計画的に実施するとともに、市が主催する防災訓練に積極的に参加し、組織の活動能力の向上を図るものとする。

2 組織は、防災訓練を実施する場合は、別に定める防災訓練実施計画書を市に提出するものとする。

(訓練の指導)

第 9 条 組織は、自らの地域における防災訓練について、市から指導を受けられることができるものとする。

2 市は、組織より前条第 2 項の提出があった場合は、訓練内容について協議し、可能な限りこれに応じるものとする。

(防災資機材の給付又は貸与)

第 10 条 市は、組織の育成及び防災体制の充実を図るため、予算の範囲内において、組織に対し防災資機材を給付又は貸与することができる。

2 前項の防災資機材は、別表第 2 に定めるとおりとする。

3 組織に給付又は貸与する防災資機材の数量は、組織の活動の規模により増減するものとする。

(防災倉庫の貸与)

第 11 条 防災倉庫の貸与については、次に掲げるとおりとする。

(1) 戸建住宅又は集合住宅で組織を結成しようとする地域内に、建築基準関係法規に適合し、かつ、10 平方メートル以上の敷地をあらかじめ確保した場合、防災倉庫を貸与できるものとする。

(2) 前号の規定にかかわらず、防災倉庫を貸与し難い特段の事情があるときは、市はこれを貸与しないことができるものとする。

(給付又は貸与の申請)

第 12 条 防災資機材の給付又は貸与を受けようとする組織の代表者は、防災資機材給付・貸与申請書(様式第 3 号)により市長に申請するものとする。

(給付又は貸与の決定)

第 13 条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、防災資機材給付・貸与決定通知書(様

式第4号)により申請者に通知するものとする。

(受領書の提出)

第14条 組織の代表者は、防災資機材の給付又は貸与を受けたときは、速やかに防災資機材受領書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(防災資機材の活用)

第15条 防災資機材の給付又は貸与を受けた組織は、当該防災資機材をその目的に沿って効果的に使用するとともに、防災訓練等に積極的に活用するものとする。

(防災資機材の管理)

第16条 組織は、給付又は貸与された防災資機材の良好な管理に務めなければならない。

2 給付又は貸与された防災資機材は、1年に1回以上点検を実施し、その結果を防災資機材点検表(様式第6号)により市に報告するものとする。

3 貸与された防災資機材の保守、修理等に要する経費は、市が負担するものとする。ただし、組織において防災資機材を紛失又は損傷した場合は、当該組織で負担するものとする。

(防災資機材の返還)

第17条 市長は、組織が次のいずれかに該当すると認めるときは、給付又は貸与した防災資機材の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。ただし、市長が特に理由があると認めるときはこの限りでない。

- (1) 防災資機材を第三者に譲渡し、又は故意に棄損したとき。
- (2) 組織の自主的な活動及び運営ができなくなったとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

(助言及び指導)

第18条 市長は、組織の運営及び活動について、その実効を期すため自発的な活動を計画的に働きかけ、組織の活性化を図るよう努めるとともに、必要に応じ助言及び指導をするものとする。

(庶務)

第19条 この要綱の施行に係る庶務は、消防本部防災課で処理する。

( 雑 則 )

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、防災課長が別に定める。

付 則

この要綱は、昭和 63 年 11 月 30 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 8 年 12 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

別表第1（第6条関係）

編 成 班 名	平 時 の 活 動	災 害 時 の 活 動
総 務 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全体調整</li> <li>◆年間防災行事計画の作成</li> <li>◆防災関係機関等との連絡調整</li> <li>◆組織の役割の整備</li> <li>◆災害時要援護者の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全体調整</li> <li>◆対策本部の設置</li> <li>◆各班の活動内容の指示</li> <li>◆防災関係機関等への情報提供及び協力</li> <li>◆被害・避難状況の全体把握</li> <li>◆避難所の運営</li> </ul>
情 報 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆防災意識の啓発、高揚</li> <li>◆情報の収集・伝達方法などの広報活動訓練</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆出火防止をはじめとする被害軽減のための広報活動</li> <li>◆被害状況把握及び取りまとめ</li> <li>◆防災関係機関等からの重要情報の伝達</li> </ul>
消 火 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆出火防止の啓発</li> <li>◆消火訓練の実施</li> <li>◆消火用具の点検</li> <li>◆災害時の活動体制の研究</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆消火用具の準備</li> <li>◆初期消火活動</li> <li>◆防災関係機関等が行う消火活動への協力</li> </ul>
救 出 ・ 救 護 班	資機材調達・整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆負傷者等の救出</li> <li>◆救護活動</li> </ul>
避 難 誘 導 班	避難路等点検	◆住民の避難誘導活動
給 食 ・ 給 水 班	器具の点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆水、食糧等の配分</li> <li>◆炊出し等の給食給水活動</li> </ul>
連 絡 調 整 班	近隣の自主防災組織、他関係団体との事前調整	他関係団体との調整
物 資 配 分 班	個人備蓄の普及啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆物資配分</li> <li>◆物資需要の把握</li> </ul>
清 掃 班	ごみ処理対策の検討	ごみ処理の指示
衛 生 班	仮設トイレの対策検討	防疫対策、し尿処理
安 全 点 検 班	危険箇所の巡回・点検	二次災害軽減のための広報
防 犯 ・ 巡 回 班	警察との連絡体制の検討	防犯巡回活動
その他、防災活動に必要な班		

## 別表第2 (第10条関係)

## 自主防災組織に貸与又は給付する品名及び数量

種 別	品 名	数 量	給付・貸与
避難誘導資機材	のぼり旗	1本	給付
	腕章	20枚	給付
	ヘルメット	20個	給付
	避難誘導棒	2本	給付
情報伝達資機材	トランジスタメガホン	1台	給付
初期消火資機材	消火器	10本	給付
救助用資機材	発電機	1台	貸与
	投光機	2台	給付
	コードリール	1台	給付
	脚立	1脚	給付
	バール	2本	給付
	のこぎり	2本	給付
	かけや	2本	給付
	スコップ	5本	給付
	つるはし	3本	給付
	ロープ	1巻	給付
	大ハンマー	1本	給付
	ボルトクリッパー	2本	給付
	カナテコ	2本	給付
	ジャッキ(1トン)	2台	給付
	ジャッキ(2トン)	2台	給付
	担架	2台	給付
	チェンソー	1台	貸与
	下肢切創防止用保護衣	1着	給付
	万能オノ	1本	給付
	土のう用杭	100本	給付
	混合容器	1個	給付
	一輪車	1台	給付
	2サイクルオイル	1缶	給付
	燃料携行缶	1缶	給付
土のう袋	100枚	給付	
作業工具セット	1個	給付	
ラジオ付小型ライト	1台	給付	
救護用資機材	防水シート	5枚	給付
	多人数用救急箱	1箱	貸与
	毛布	20枚	給付
	リヤカー	2台	貸与
	簡易トイレ	4基	給付
	テント	1張	貸与
給食・給水資機材	炊き出し釜	1台	貸与
	炊き出し袋	500枚	給付
	ポリタンク	20個	給付
収納倉庫	防災倉庫	1棟	貸与

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

稲 城 市 長 殿

組 織 名

代 表 者 住 所

代 表 者 名

電 話 番 号

## 自 主 防 災 組 織 結 成 届

自主防災組織を結成したので、稲城市自主防災組織育成指導要綱第5条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

1 結成年月日 年 月 日

2 組織の規約

3 役員名簿

4 組織図

5 当該地域の地図

6 防災計画



様式第2号（第6条関係）

年 月 日

稲城市長 殿

組 織 名

代 表 者 住 所

代 表 者 名

電 話 番 号

## 自 主 防 災 組 織 変 更 届

自主防災組織に係る事項を変更したので、稲城市自主防災組織育成指導要綱第6条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

変更年月日

年 月 日

変 更 事 項（該当する□の中にレ印を付けて、資料を添付してください。）

組 織 の 規 約

役 員 名 簿

組 織 図

当該地域の地図

防 災 計 画

そ の 他（ ）

稲 城 市 長 殿

組 織 名  
 代 表 者 住 所  
 代 表 者 名  
 電 話 番 号

防 災 資 機 材 給 付 ・ 貸 与 申 請 書

稲城市自主防災組織育成指導要綱第12条の規定により、下記の防災資機材の  
 給付・貸与を申請します。

記

1 給付を申請する防災資機材の品名・数量

品 名	数 量	品 名	数 量
のぼり旗	本	ジャッキ（1トン）	台
腕章	枚	ジャッキ（2トン）	台
ヘルメット	個	担架	台
避難誘導棒	本	万能オノ	本
トランジスタメガホン	台	土のう用杭	本
消火器	本	混合容器	個
投光機	台	一輪車	台
コードリール	台	2サイクルオイル	缶
脚立	脚	燃料携行缶	缶
バール	本	土のう袋	枚
のこぎり	本	作業工具セット	個
かけや	本	ラジオ付小型ライト	台
スコップ	本	防水シート	枚
つるはし	本	毛布	枚
ロープ	巻	簡易トイレ	基
大ハンマー	本	炊き出し袋	枚
ボルトクリッパー	本	ポリタンク	個
カナテコ	本	下肢切創防止用保護衣	着

2 貸与を申請する防災資機材の品名・数量

品名	数量	品名	数量
発電機	台	テント	張
チェンソー	台	炊き出し釜	台
多人数用救急箱	箱	リヤカー	台
防災倉庫	棟		

殿

稲 城 市 長

防災資機材給付・貸与決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記の件について、稲城市自主防災組織育成指導要綱第13条の規定により、下記の防災資機材の給付・貸与を決定します。

記

1 給付を決定した防災資機材の品名・数量

品 名	数 量	品 名	数 量
のぼり旗	本	ジャッキ（1トン）	台
腕章	枚	ジャッキ（2トン）	台
ヘルメット	個	担架	台
避難誘導棒	本	万能オノ	本
トランジスタメガホン	台	土のう用杭	本
消火器	本	混合容器	個
投光機	台	一輪車	台
コードリール	台	2サイクルオイル	缶
脚立	脚	燃料携行缶	缶
バール	本	土のう袋	枚
のこぎり	本	作業工具セット	個
かけや	本	ラジオ付小型ライト	台
スコップ	本	防水シート	枚
つるはし	本	毛布	枚
ロープ	巻	簡易トイレ	基
大ハンマー	本	炊き出し袋	枚
ボルトクリッパー	本	ポリタンク	個
カナテコ	本	下肢切創防止用保護衣	着

2 貸与を決定した防災資機材の品名・数量

品名	数量	品名	数量
発電機	台	テント	張
チェンソー	台	炊き出し釜	台
多人数用救急箱	箱	リヤカー	台
防災倉庫	棟		

稲 城 市 長 殿

組 織 名  
 代 表 者 住 所  
 代 表 者 名  
 電 話 番 号

防災資機材受領書

年 月 日付け稲消本防第 号をもって決定された件について、稲城市自主防災組織指導育成指導要綱第14条の規定により、提出いたします。

記

1 給付された防災資機材の品名・数量

品 名	数 量	品 名	数 量
のぼり旗	本	ジャッキ（1トン）	台
腕章	枚	ジャッキ（2トン）	台
ヘルメット	個	担架	台
避難誘導棒	本	万能オノ	本
トランジスタメガホン	台	土のう用杭	本
消火器	本	混合容器	個
投光機	台	一輪車	台
コードリール	台	2サイクルオイル	缶
脚立	脚	燃料携行缶	缶
バール	本	土のう袋	枚
のこぎり	本	作業工具セット	個
かけや	本	ラジオ付小型ライト	台
スコップ	本	防水シート	枚
つるはし	本	毛布	枚
ロープ	巻	簡易トイレ	基
大ハンマー	本	炊き出し袋	枚
ボルトクリッパー	本	ポリタンク	個
カナテコ	本	下肢切創防止用保護衣	着

2 貸与された防災資機材の品名・数量

品名	数量	品名	数量
発電機	台	テント	張
チェンソー	台	炊き出し釜	台
多人数用救急箱	箱	リヤカー	台
防災倉庫	棟		

様式第6号（第16条関係）

防災資機材点検表

自主防災組織

品名	給付数	確認数	誤差	状態
のぼり旗	本	本		良・不良（ ）
腕章	枚	枚		良・不良（ ）
ヘルメット	個	個		良・不良（ ）
避難誘導棒	本	本		良・不良（ ）
トランジスタメガホン	台	台		良・不良（ ）
消火器	本	本		良・不良（ ）
投光機	台	台		良・不良（ ）
コードリール	台	台		良・不良（ ）
脚立	脚	脚		良・不良（ ）
バール	本	本		良・不良（ ）
のこぎり	本	本		良・不良（ ）
かけや	本	本		良・不良（ ）
スコップ	本	本		良・不良（ ）
つるはし	本	本		良・不良（ ）
ロープ	巻	巻		良・不良（ ）
大ハンマー	本	本		良・不良（ ）
ボルトクリッパー	本	本		良・不良（ ）
カナテコ	本	本		良・不良（ ）
ジャッキ（1トン）	台	台		良・不良（ ）
ジャッキ（2トン）	台	台		良・不良（ ）
万能オノ	本	本		良・不良（ ）
土のう用杭	本	本		良・不良（ ）
混合容器	個	個		良・不良（ ）
一輪車	台	台		良・不良（ ）
2サイクルオイル	缶	缶		良・不良（ ）
燃料携行缶	缶	缶		良・不良（ ）
土のう袋	枚	枚		良・不良（ ）
作業工具セット	個	個		良・不良（ ）
ラジオ付小型ライト	台	台		良・不良（ ）
防水シート	枚	枚		良・不良（ ）
毛布	枚	枚		良・不良（ ）
簡易トイレ	基	基		良・不良（ ）
炊き出し袋	枚	枚		良・不良（ ）
ポリタンク	個	個		良・不良（ ）
担架	台	台		良・不良（ ）
下肢切創防止用保護衣	着	着		良・不良（ ）



品名	貸与数	確認数	誤差	状態
多人数用救急箱	箱	箱		良・不良（ ）
リヤカー	台	台		良・不良（ ）
テント	張	張		良・不良（ ）
炊き出し釜	台	台		良・不良（ ）
発電機	台	台		良・不良（ ）
チェンソー	台	台		良・不良（ ）

点検日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 点検者 \_\_\_\_\_ (ほか \_\_\_\_\_ 人)

- 1 防災資機材の点検は、1年に1回以上実施して下さい。
- 2 防災資機材点検表を1年に1回、防災課防災係に提出して下さい。
- 3 役員の変更時は、後任の方に点検結果の引継ぎをして下さい。

TEL 042-377-7119 内線 33・34 防災課防災係